

介護保険料の減免について

下記の理由により介護保険料を納めることが困難である場合は、申請により保険料を減免できる場合があります。減免受付要件や申請方法等については、次のとおりです。

【減免受付要件】

規定	適用基準		添付書類	減免内容
災害	災害により著しい損害を受けた場合	全壊または大規模半壊	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁の発行するり災証明書 ・官公庁の発行する被災証明書 	全額免除
		半壊または床上浸水		被害状況に応じて減額(最大半額)
死亡・障害・長期入院	生計維持者の死亡・障害・長期入院により、当該年度中の収入額が前年(1～3月に申請の場合は前々年)収入の2分の1以下になる見込みの場合		<ul style="list-style-type: none"> ・診断書 ・医療費の領収書 ・現在の収入がわかるもの(給与明細等) 	現在の収入に値する保険料まで減額(最大半額)
失業等	生計維持者の失業・事業の休廃止・農作物の不作等により、当該年度中の収入額が前年(1～3月に申請の場合は前々年)収入の2分の1以下になる見込みの場合		<ul style="list-style-type: none"> ・退職証明書 ・税務署への廃業届 ・倒産手続きの申立書 ・現在の収入がわかるもの 	現在の収入に値する保険料まで減額(最大半額)
その他	低収入により生活困窮の場合(詳細は●を参照)		<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金の通帳 	1段階低い保険料段階まで減額
拘禁	刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合		<ul style="list-style-type: none"> ・拘禁された事実、期間がわかるもの 	全額免除

●低収入により生活困窮の場合の要件

1. 被保険者本人についての要件

- ①現在の保険料段階が第2段階または第3段階であること。
- ②本人および同じ世帯の前年中(1～3月に申請の場合は前々年中)の収入合計金額が、次に掲げる額以下であること。ただし、4人以上の世帯にあっては1名増えるごとに48万円を加算するものとする。
1人世帯…120万円 2人世帯…168万円 3人世帯…216万円
- ③市区町村民税課税対象者の控除対象扶養親族になっていないこと。
- ④市区町村民税課税対象者と生計を同じくしていないこと。
- ⑤健康保険などの医療保険において被扶養者となっていないこと。

2. 被保険者本人および同一世帯の者についての要件

- ①居住用以外に処分又は運用が可能な土地若しくは家屋を所有していないこと。
- ②預貯金等の合計額が350万円以下であること。

【申請場所・お問い合わせ先】

池田市城南1丁目1番1号
池田市 福祉部 高齢者政策推進室 介護保険課(市役所2階⑥番窓口)
TEL:072-752-1111(内線308・309)

【注意事項】

- ・申請の際には上記添付書類の他、印鑑をご持参ください。
- ・4～6月中に申請された場合の減免の決定は7月になります。7月分以降の保険料額で調整するため、6月分までの保険料はそのまま納めてください。
- ・7月以降に申請の場合は、当月分から減免となります。
ただし、申請が納期限前7日を過ぎている場合は翌月分からとなります。
- ・退職金、保険金、補償金、仕送り等により当面の生活に支障がないと認められる場合や、生活困窮の状態に近い将来に回復する見込みのある場合は、減免の対象とはなりません。
- ・減免が適用された後、申請内容に事実と異なることが判明した場合や、その後の事情の変化により不適当と認められる場合は減免の取消を行い、減免していた金額については追加徴収させていただきます。
- ・減免受付要件に該当しない場合でも、納付が困難な場合は、納付困難な状況がわかるものをご持参の上、ご相談ください。

特別な事情もなく保険料を滞納している場合は、保険料負担の公平性を確保するため、地方自治法第231条の3第3項の規定により、財産調査を開始し、滞納処分を執行する場合があります。